

一時停止等の措置に係る 旅行取消による取消料対応 取扱要領

〈旅行者用・宿泊事業者用〉

令和3年1月8日
< Ver.2.2 >



Go To トラベル事務局

目次

1. はじめに	2
2. 取消料対応費用について	3～16
1)取消料対応費用の支払対象となる旅行	3～12
2)旅行者の居住地情報の確認方法	13
3)取消料対応費用の支払いの対象となる予約	13
4)取消料対応費用の申請区分	14
5)取消料対応費用の配分	15・16
3. 取消料対応費用の申請手続	17～27
1)申請者	17
2)申請・支払・配分の流れ	17
3)申請に必要な書類	18～25
4)申請期間	26
5)申請方法	26
6)不正請求の確認・対応等について	27
4. 取消料対応費用の支払等	28・29

1 はじめに

Go To トラベル事業（以下「本事業」という。）については、札幌市、東京都、名古屋市、大阪市、広島市につき、11月24日（火）から順次、一時停止等の措置を講じているところです。

また、年末年始である12月28日（月）から本年1月11日（祝・月）までにおいては、全国を対象に一時停止措置を講じることとしています。

この運用方針の変更に伴う旅行取消による取消料対応として、事業者に対して取消料対応費用をお支払いをすることといたします。

本マニュアルは、2021年1月8日時点の情報になります。
最新版はGo To トラベル事業者向けマイページにてご確認ください。

1. 取消料対応費用の支払対象となる旅行


(1) 5都市に係る旅行

① - 1 11月24日(火) 発出 札幌市・大阪市(目的地分)

札幌市・大阪市を目的地とする旅行のGoToトラベル事業の適用の一時停止に係る対応

- 11/24(火)夜** 札幌市・大阪市を目的地とする旅行の一時停止について、以下を発表。
- 発表以降(即時) 札幌市・大阪市を目的地とする旅行の新規予約を控えるよう、また、既存予約をキャンセルするよう促す
 - 12/15(火) 24:00までの札幌市・大阪市を目的地とする新規予約を本事業の適用から一時停止
 - 12/2(水) 0:00から12/15(火) 24:00までの札幌市・大阪市を目的地とする既存予約を本事業の適用から一時停止
 - 発表以降(即時) 12/3(木) 24:00まで、12/15(火) 24:00までの札幌市・大阪市を目的地とする旅行について、旅行予定者は無料でキャンセル可能
→ 事業者に対し、キャンセル料見合いを本事業の予算から負担(キャンセル料発生の有無に関わらず一律旅行代金の35% (上限は1万4千円/人/泊))
- ※ 国による負担対象は、11/23(月)24:00時点において予約されていた旅行に限る。

(発表) 11/24(火) 19時  新規予約を事業の適用から一時停止 12/15(火) 24:00

(発表) 11/24(火) 19時  既存予約を事業の適用から一時停止 12/15(火) 24:00

※利用者等への周知期間として1週間の経過措置
ただし、無料キャンセルにより、旅行予定者にキャンセルを促す。

(発表後即時)

旅行予定者は

11/24(火) 19時

無料でキャンセル可能

12/3(木) 24:00

※国による事業者負担相当分の負担の対象は、
11/23(月)24:00時点において予約されていた旅行に限る。

① - 2 11月27日(金) 発出 札幌市・大阪市(居住者分)


札幌市又は大阪市に居住する方のGo Toトラベル事業の利用について

- 札幌市又は大阪市に居住する方に対し、新規の予約・既存の予約 既存の予約を問わず、それぞれの旅行に伴う感染リスクを慎重に判断し、12/15(火)24時までに出発するGo Toトラベル事業を利用した旅行を控えるよう呼びかけ
- 12/7(月)24時まで、札幌市又は大阪市に居住する方は、12/15(火)24時までに出発するGo Toトラベル事業を利用した旅行について、無料でキャンセル可能

→ 事業者に対し、キャンセル料見合いを本事業の予算から負担
(キャンセル料発生の有無に関わらず一律旅行代金の35%(上限は万4千円/人/泊))

※ 国による負担対象は、11/27(金)24時点において予約されていた旅行に限る。

11/27(金)19時 本事業を利用した新規予約を控えるよう呼びかけ  12/15(火)24時

11/27(金)19時 本事業を利用して既に予約済みの旅行を控えるよう呼びかけ  12/15(火)24時

11/27(金)19時 旅行予定者は  12/7(月)24時
無料でキャンセル可能 ※国による事業者負担相当分の負担の対象は、
11/27(金)24時点において予約されていた旅行に限る。

②12/3 (木) 発出 東京都 (目的地分・居住者分)

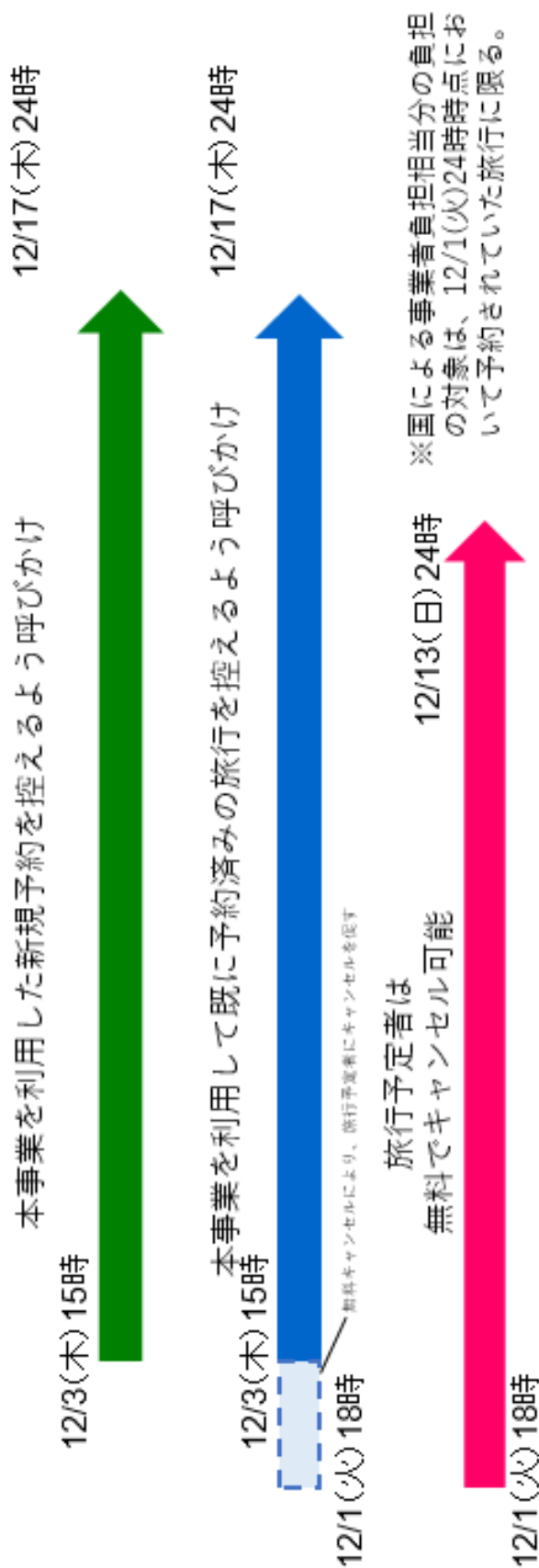
東京都に居住する方の旅行・東京都を目的地とする旅行に係るGo Toトラベル事業の取扱い

○ 発表以降、東京都に居住する方の旅行及び東京都を目的地とする旅行について、65歳以上の方及び糖尿病や心血管疾患など基礎疾患を持っている方(以下「高齢者等」という。)に対し、新規の予約・既存の予約を問わず、12/17(木)24時までに出発するGo Toトラベル事業を利用した旅行を控えるよう呼びかけ

○ 12/1(火)(総理・都知事の会談日)の18時以降、12/13(日)24時まで、東京都に居住する方の旅行及び東京都を目的地とする旅行のうち、12/17(木)24時までに出発するGo Toトラベル事業を利用した旅行について、高齢者等である旨を自己申告することにより、無料でキャンセル可能

→ 事業者に対し、キャンセル料見合いを本事業の予算から負担
(キャンセル料発生の有無に関わらず一律旅行代金の35%(上限は万4千円/人泊))

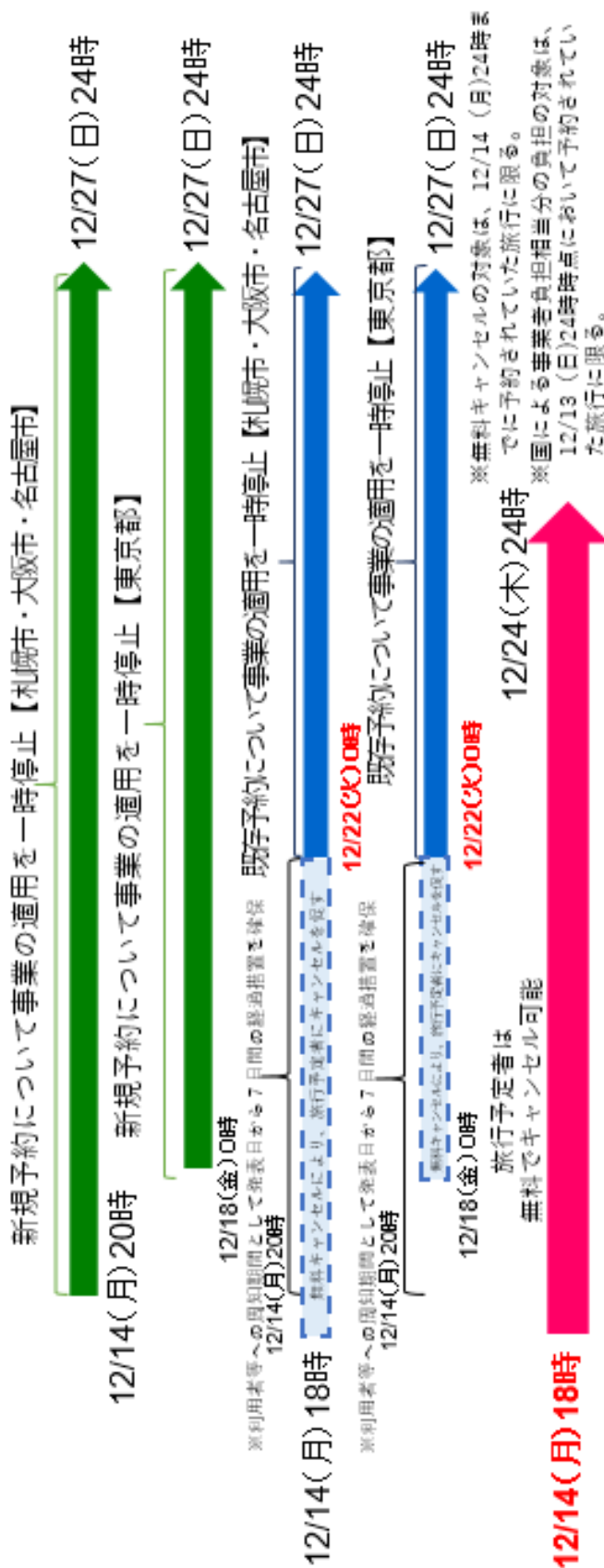
※ 国による負担対象は、12/1(火)24時時点において予約されていた旅行に限る。



③12/14（月）発出 札幌市・大阪市・名古屋市・東京都（目的地分）

札幌市・大阪市・名古屋市・東京都を目的地とする旅行に係るGoToトラベル事業の取扱い

- 12/27(日)24時までの札幌市・大阪市・名古屋市を目的地とする旅行の新規予約について本事業の適用を一時停止
 ※東京都を目的地とする旅行については、12/18(金)0時から12/27(日)24時までの新規予約について本事業の適用を一時停止
- 12/22(火)0時から12/27(日)24時までの札幌市・大阪市・名古屋市・東京都を目的地とする旅行の既存予約について本事業の適用を一時停止
- 12/14(月)18時から12/24(木)24時までの間、次の旅行について、無料でキャンセル可能
 ・札幌市、大阪市、名古屋市については、12/14(月)20時から12/27(日)24時までの出発分の旅行
 ・東京都については、12/18(金)0時から12/27(日)24時までの出発分の旅行
 → 事業者に対し、キャンセル料混在の予約から負担(キャンセル料発生の有無)問わず一律旅行代金の返(上限1万円円/人/回)
 ※無料キャンセルの対象は、12/14(月)24時までに予約されていた旅行に限る。※国による負担対象は、12/13(日)24時時点において予約されていた旅行に限る。



③12/14 (月) 発出 札幌市・大阪市・名古屋市・東京都 (居住者分)

札幌市・大阪市・名古屋市・東京都に居住する方の旅行に係るGoToトラベル事業の取扱い

○ 12/14(月)20時から、札幌市・大阪市・名古屋市に居住する方に対し、新規の予約・既存の予約を問わず、本事業を利用した12/27(日)24時までに出発する旅行を控えるよう呼びかけ

※東京都に居住する方の旅行については、新規の予約・既存の予約を問わず、12/18(金)0時から12/27(日)24時までに出発する、本事業を利用した旅行を控えるよう呼びかけ

○ 12/14(月)18時から12/24(木)24時まで、札幌市・大阪市・名古屋市・東京都に居住する方は、12/27(日)24時までに出発する旅行について、無料でキャンセル可能

→ 事業者に対し、キャンセル料混払いを本事業の予算から負担(キャンセル料発生の有無にかかわらず一律旅行代金の3%)(上限1万円/人/泊)

※無料キャンセルの対象は、12/14(月)24時まで予約された旅行に限る。

※国による負担対象は、12/13(日)24時時点において予約されていた旅行に限る。

本事業を利用した新規予約を控えるよう呼びかけ 【札幌市・大阪市・名古屋市】

12/14(月)20時  12/27(日)24時

本事業を利用した新規予約を控えるよう呼びかけ 【東京都】

12/18(金)0時  12/27(日)24時

本事業を利用した予約済みの旅行を控えるよう呼びかけ 【札幌市・大阪市・名古屋市】

12/14(月)20時  12/27(日)24時

本事業を利用した予約済みの旅行を控えるよう呼びかけ 【東京都】

12/18(金)0時  12/27(日)24時
旅行予定者は無料でキャンセル可能

※無料キャンセルの対象は、12/14(月)24時までに予約されていた旅行に限る。

※国による事業者負担相当分の負担の対象は、12/13(日)24時時点において予約されていた旅行に限る。

12/14(月)18時 

④ 12/16 (木) 発出 広島市 (目的地分)

広島市を目的地とする旅行に係るGo Toトラベル事業の取扱い

- (1) 新規予約の取扱い
- 12/27(日)までに開始する広島市を目的地とする旅行の新たな予約について本事業の適用を一時停止
- (2) 既存予約の取扱い
- 12/24(木)から12/27(日)までの間に開始する広島市を目的地とする旅行の既存予約(12/16(水)24時まで)にされていた予約について本事業の適用を一時停止
- (3) キャンセルの取扱い
- 12/27(日)までに開始する広島市を目的地とする本事業を利用した旅行の既存予約(12/16(水)24時まで)にされていた予約について、12/26(土)24時まで無料でキャンセル可能
- 事業者に対し、キャンセル料見合いを本事業の予算から負担(キャンセル料発生の有無に関わらず一律旅行代金の35%(上限1万4千円/人泊))
- ※国による負担対象は、12/15(火)24時時点においてされていた予約に限る。

	12/16(水)	12/17(木) -12/23(水)	12/24(木)	12/25(金)	12/26(土)	12/27(日)
新規予約	18時					24時
	この期間に開始する旅行の新たな予約について本事業の適用を一時停止					
						24時
			08時			
既存予約	18時					24時
	この期間に開始する旅行について本事業の適用を一時停止					

※利用者等への周知期間として発表日から7日間の経過措置を確保

無料キャンセル料見合い
無料キャンセル可能

※無料キャンセルの対象は、12/16(水)24時までにおいていた予約に限る。
※国による事業者負担相当分の負担の対象は、12/15(火)24時時点においてされていた予約に限る。

④ 12/16 (木) 発出 広島市 (居住者分)

広島市に居住する方の旅行に係るGo To Travel事業の取扱い

(1) 新規予約・既存予約の取扱い

- 新規予約・既存予約を問わず、広島市に居住する方に対し、12/27(日)まで、本事業を利用した旅行を控えていただくよう呼びかけ

(2) キャンセルの取扱い

- 広島市に居住する方は、12/27(日)までに開始する本事業を利用した旅行の既存予約(12/16(水)24時まで)にされていた予約)について、無料でキャンセル可能
 → 事業者に対し、キャンセル料見合いを本事業の予算から負担(キャンセル料発生の有無に関わらず一律旅行代金の35%(上限は1万4千円/人泊)

※国による負担対象は、12/15(火)24時時点においてされていた予約に限る。

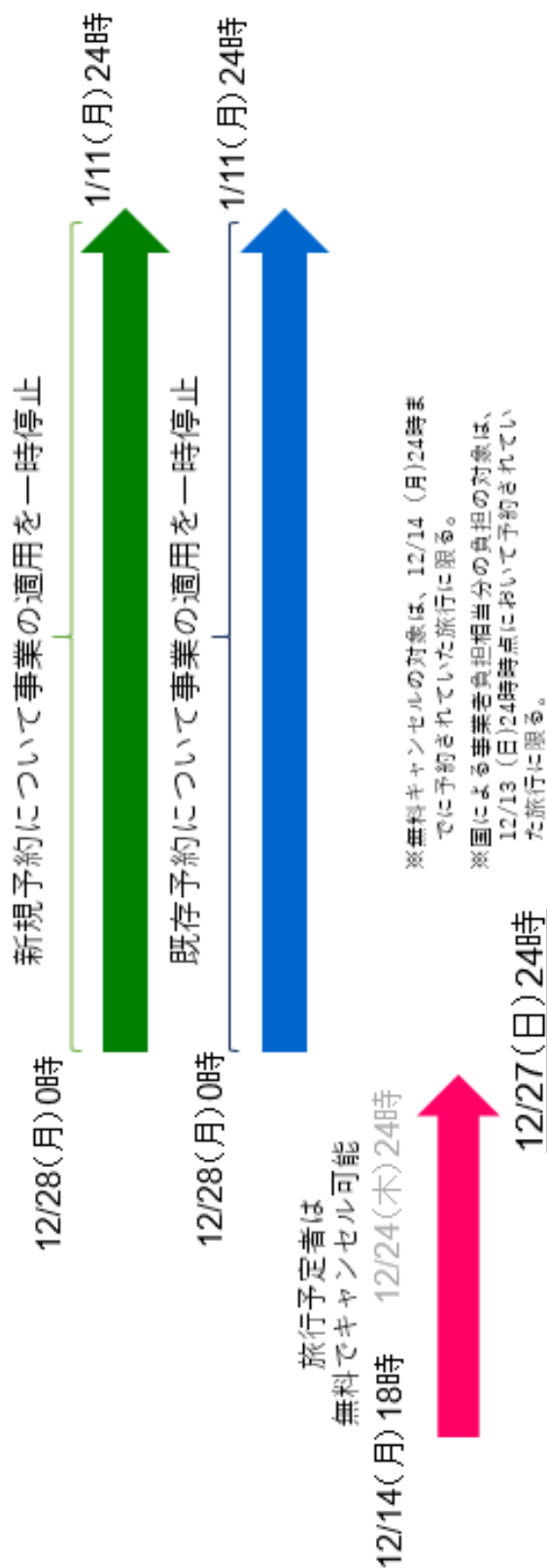
	12/16(水)	12/17(木) -12/23(水)	12/24(木)	12/25(金)	12/26(土)	12/27(日)
新規予約	18時					24時
	この期間に開始する旅行を控えるよう呼び掛け					
既存予約	18時					24時
	この期間に開始する旅行を控えるよう呼び掛け					
	18時				24時	
	無料でキャンセル可能					

※無料キャンセルの対象は、12/16(水)24時までにとされていた予約に限る。
 ※国による事業者負担相当分の負担の対象は、12/15(火)24時時点においてされていた予約に限る。

(2) 12/14 (月) 発出 全国

年末年始における全国的な旅行に係るGo Toトラベル事業の取扱い

- (1) 新規の予約・既存の予約を問わず、全国において、12/28(月)から令和3年1/11(月)までの間、以下のとおり、本事業の適用を一時停止
- ・宿泊を伴う旅行については、12/28(月)から令和3年1/11(月)までの間の宿泊を旅行日程に含む場合は割引対象外
 - ※なお、12/28(月)チェックアウトの場合は、28日(月)泊とはならず、割引対象(地域共通クーポンも同日まで利用可能)
 - ・日帰り旅行については、12/28(月)から令和3年1/11(月)までの間に実施される場合は、割引対象外
- (2) (1)の旅行の既存予約については、12/14(月)18時から12/27(日)24時まで、無料でキャンセル可能
- 事業者に対し、キャンセル料見合いを本事業の予算から負担
(キャンセル料発生の有無に関わらず一律旅行代金の50%(上限は2万円/人泊))
- ※ 無料キャンセルの対象は、12/14(月)24時まで予約されていた旅行に限る。
- ※ 国による負担対象は、12/13(日)24時時点において予約されていた旅行に限る。



2 取消料対応費用について

1. 取消料対応費用の支払対象となる旅行

(1) 5都市に係る旅行 ①札幌市・大阪市

対象商品	目的地が 札幌市・大阪市の旅行 (出発日が(※1)の場合)	予約日	2020年11月23日24時までの予約分
		取消日	2020年11月24日19時から12月3日24時までの 取消分
		(※1) 出発日	2020年11月24日0時から12月15日24時までの 出発分
	札幌市・大阪市 居住の方の旅行 (出発日が(※1)の場合)	予約日	2020年11月27日24時までの予約分
		取消日	2020年11月27日19時から12月7日24時までの 取消分
		(※1) 出発日	2020年11月27日19時から12月15日24時までの 出発分
	目的地が札幌市・大阪市及び 札幌市・大阪市居住の方の旅行 (出発日が(※2)の場合)	予約日	2020年12月13日24時までの予約分
		取消日	2020年12月14日18時から12月24日24時までの 取消分
		(※2) 出発日	2020年12月14日20時から12月27日24時までの 出発分

②東京都

対象商品	目的地が東京都の旅行又は 東京都居住の方の旅行且つ 65歳以上の方又は基礎疾患を 持っている方の旅行 (出発日が(※1)の場合)	予約日	2020年12月1日24時までの予約分
		取消日	2020年12月1日18時から12月13日24時までの 取消分
		(※1) 出発日	2020年12月1日18時から12月17日24時までの 出発分
	目的地が東京都及び 東京都居住の方の旅行 (出発日が(※2)の場合)	予約日	2020年12月13日24時までの予約分
		取消日	2020年12月14日18時から12月24日24時までの 取消分
		(※2) 出発日	2020年12月18日0時から12月27日24時までの 出発分

2 取消料対応費用について

③名古屋市

対象商品	目的地が 名古屋市及び名古屋市 居住の方の旅行	予約日	2020年12月13日24時 までの予約分
		取消日	2020年12月14日18時から12月24日24時 までの取消分
		出発日	2020年12月14日20時から12月27日24時 までの出発分

④広島市

対象商品	目的地が 広島市及び広島市 居住の方の旅行	予約日	2020年12月15日24時 までの予約分
		取消日	2020年12月16日18時から2020年12月26日 24時までの取消分
		出発日	2020年12月16日18時から12月27日24時 までの出発分

(2) 全国に係る旅行（(1)を除く）

対象商品	全ての旅行	予約日	2020年12月13日24時 までの予約分
		取消日	2020年12月14日18時から2021年1月11日24 時までの取消分（※）
		出発日	2020年12月28日0時から2021年1月11日 24時までの出発分

※12月28日～1月11日までに取消された既存予約についても、取消料を収受しない場合に限り支援の対象としております。

2 取消料対応費用について

2. 旅行者の居住地情報の確認方法

- 12月27日までの札幌市・大阪市・東京都・名古屋市・広島市（以下「5都市」という。）に居住する方の旅行に係る取消料対応費用の申請に当たっては、事業者において管理している顧客情報等や、旅行者の自己申告等により、旅行者の居住地を確認してください。旅行者の居住地について証する書類（運転免許証や診断書等）の確認は不要です。
- ※ なお、東京都発着の旅行における「65歳以上であるかどうか」及び「基礎疾患の有無」についても同様に、旅行者の自己申告をもって確認することとします。旅行者の年齢や基礎疾患の有無について証する書類（運転免許証や診断書等）の確認は不要です。

3. 取消料対応費用の支払いの対象となる予約

- 宿泊施設による直接販売の予約については、本事業の一時停止等の趣旨に鑑み、支払の対象となる取消の総額（純取消分）は以下のとおりとする。

$$\text{支払総額} = \text{予約リスト（様式B号）で算出した取消料対応費用の合計額} \times (\text{①} - \text{②}) / \text{①}$$

予約リスト（様式B号）で算出した取消料対応費用の合計額：

本事業の適用があった予約のうち、本事業の一時停止等の措置の発表があった時点（対象商品毎に、P11・12に赤字で記載の日時とする。以下「支払対象時点」という。）以降に取消料を収受せずに取り消された予約について、予約ごとに上限額を適用した取消料対応費用額の合計（様式B号において計算可能）。ただし、予約の取消後に同一の者が対象期間に再予約をし、旅行が実施された場合、当該取消についてはこの算定に含めない。

- ①：支払対象時点において、本事業の適用を受けて行われていた予約のうち、当該時点以降に取消料を収受せずに取り消された予約に係る旅行の総販売見込額
- ②：支払対象時点において、本事業の適用を受けて予約されていた部屋（※1）について、当該時点以降に取消料を収受せずに取り消され、その後、再び、予約が行われて実施された旅行の総販売実績額（※2）

※1 支払対象時点で、個々の部屋の特定がなされていなかった場合は、その後、再び、予約が行われて宿泊された部屋と同タイプの部屋をいう。

※2 「支払対象時点において未予約だった部屋について当該時点以降に予約が行われて旅行が実施された場合」及び「支払対象時点において本事業の適用を受けずにされていた予約にもとづき旅行が実施された場合」については、その販売実績額は含めない。

※3 「(①-②) / ①」は様式E号において計算可能。

- 旅行商品（募集型・受注型企画旅行、手配旅行）においては、予約リスト（様式B号）で算出した取消料対応費用の合計額を純取消分と見なす。
- なお、12月28日～1月11日までに取り消された既存予約についても、取消料を収受しない場合に限り支援の対象とする。

2 取消料対応費用について

4. 取消料対応費用の申請区分

- 申請区分は、甲（一律方式（原則））又は乙（負担額証明方式）のいずれかとなります。
- 事業者は甲乙を組み合わせての申請はできません。 どちらか一方の申請区分での申請となります。

※ ただし、「（１）12月27日までの5都市の一時停止措置等に係る申請」と「（２）年末年始（12月28日～1月11日）の一時停止措置に係る申請」とで、申請区分を別とすることは可能です。

（例：「（１）12月27日までの5都市の一時停止措置等に係る申請」では乙区分で申請、
「（２）年末年始（12月28日～1月11日）の一時停止措置に係る申請」では甲区分で申請）

申請区分	算定方式	内容
甲	一律方式 （原則）	<p>（１）12月27日までの5都市の一時停止措置等に係る申請 <u>旅行代金の35%（宿泊1万4千円/人泊、日帰り7千円/人を上限）</u></p> <p>（２）年末年始（12月28日～1月11日）の一時停止措置に係る申請 <u>旅行代金の50%（宿泊2万円/人泊、日帰り1万円/人を上限）</u></p> <p>を、取消料規定上、取消料が発生するタイミングでの取消であったかどうかにかかわらず、一律の額を取消料対応費用として支払う。</p>
乙	負担額 証明方式	<ul style="list-style-type: none">● <u>旅行者から收受可能であった取消料を上限</u>として、個別に証明することができる実際に事業者が発生した負担額を、取消料対応費用として支払う。● ただし、取消料対応費用の総額は、取消された旅行代金の総額の35%又は50%を超えないものとする。

※ 乙の負担額証明方式を選択した事業者は、追加で下記3点の提出が必要となります。

- ① 負担額証明書類（実際に事業者が発生した負担額の内訳がわかる請求書等と振込明細書又は領収書のコピー）
- ② 予約内容・取消日等がわかる書類（予約記録情報等）
- ③ 取消料規定（各旅行予約契約に係る取消料がわかるもの）

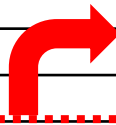
2 取消料対応費用について

5. 取消料対応費用の配分

- 取消料対応費用は、影響を受けた全ての観光関連事業者間で公平に配分されるべきであることから、旅行業者は、受領した取消料対応費用について、旅行商品に含まれるサービスを提供する宿泊事業者、交通事業者、観光施設等（以下「宿泊事業者等」という。）に対し、公平に配分するものとします。具体的には、その旅行が実施されていれば、それぞれの者に支払われるべきであった額の50%又は35%（※）を配分額として提示してください。
 なお、旅行商品をリテラーを通じて販売している場合には、旅行業者（ホールセラー）は上記の考え方にに基づき、旅行が実施されていれば支払われるべきであったリテラーの販売手数料額の50%又は35%（※）を配分額として提示してください。
 （※）旅行代金の50%又は35%が上限（2万円又は1万4千円）を超える場合には、それぞれの者に支払われるべきであった額の割合に応じ配分。
- また、宿泊事業者においては、受領した取消料対応費用について、食材の卸売り業者やリネン業者など、取消の影響を受ける関連事業者適切にご配慮をいただくよう、お願いいたします。

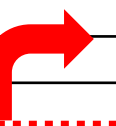
（例1）配分のイメージ（12月27日までの5都市の一時停止措置等に係る取消料対応費用の場合）

【ケース1】旅行代金の35% = 上限額の場合（1人1泊2日4万円の募集型企画旅行）

項目	仕入代金等		取消料対応費用の支払・配分	
	金額	旅行代金に占める割合	事務局⇒旅	旅⇒宿等
宿泊	10,000円	25%	配分 	3,500円
交通	16,000円	40%		5,600円
その他事業者（観光施設等）	8,000円	20%		2,800円
旅行業者	6,000円	15%		14,000円

※ 旅行代金の35% ≤ 上限額の場合は、各仕入代金等（青部分）に35%を乗じた額が配分額（赤部分）となります。

【ケース2】旅行代金の35% > 上限額の場合（1人1泊2日8万円の募集型企画旅行）

項目	仕入代金等		取消料対応費用の支払・配分	
	金額	旅行代金に占める割合	事務局⇒旅	旅⇒宿等
宿泊	20,000円	25%	配分 	3,500円
交通	40,000円	50%		7,000円
その他事業者（観光施設等）	12,000円	15%		2,100円
旅行業者	8,000円	10%		14,000円

2 取消料対応費用について

(例2) 配分のイメージ (年未年始 (12月28日~1月11日) の一時停止措置に係る申請の場合)

【ケース1】 旅行代金の50% = 上限額の場合 (1人1泊2日4万円の募集型企画旅行)

	仕入代金等		取消料対応費用の支払・配分	
	金額	旅行代金に占める割合	事務局⇒旅	旅⇒宿等
宿泊	10,000円	25%		5,000円
交通	20,000円	50%	配分	10,000円
その他事業者 (観光施設等)	8,000円	20%		4,000円
旅行業者	2,000円	5%	20,000円	(1,000円)

旅行代金 = 4万円

【ケース2】 旅行代金の50% > 上限額の場合 (1人1泊2日8万円の募集型企画旅行)

	仕入代金等		取消料対応費用の支払・配分	
	金額	旅行代金に占める割合	事務局⇒旅	旅⇒宿等
宿泊	20,000円	25%	配分	5,000円
交通	40,000円	50%		10,000円
その他事業者 (観光施設等)	16,000円	20%		4,000円
旅行業者	4,000円	5%	20,000円	(1,000円)

旅行代金 = 8万円

3 取消料対応費用の申請手続

1. 申請者

本事業に参画する事業者として指定を受けた下記の事業者が取消料対応費用の申請をすることができます。

(1) 旅行業者

募集型企画旅行、受注型企画旅行、手配旅行（宿泊のみの商品含む）の予約については、旅行形態に基づき、各旅行業者からの申請とします。

- ・ 募集型企画旅行：旅行企画・主催会社
- ・ 受注型企画旅行：旅行企画・販売会社
- ・ 手配旅行：販売会社（※）

（※）他社契約の宿泊施設の宿泊プランを販売した場合は、契約元である旅行会社経由での申請

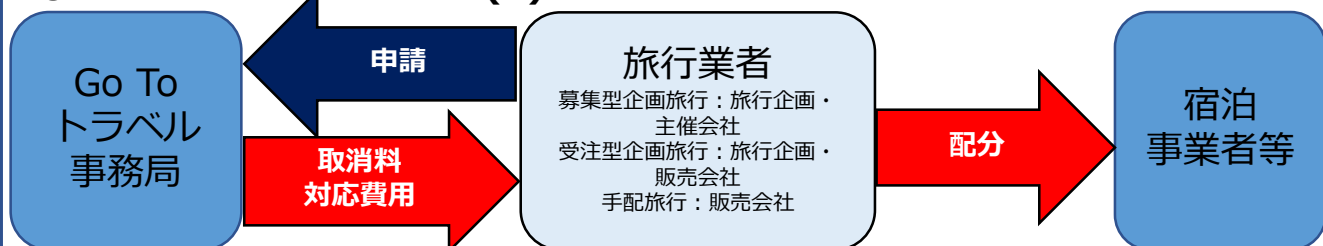
※ ホールセラーはリテラーに取消料を請求しないようにして下さい。

(2) 宿泊事業者

宿泊施設による直接販売の予約（OTAを通じた宿泊プランも含む）については、**宿泊事業者**からの申請とします。

2. 申請・支払・配分の流れ

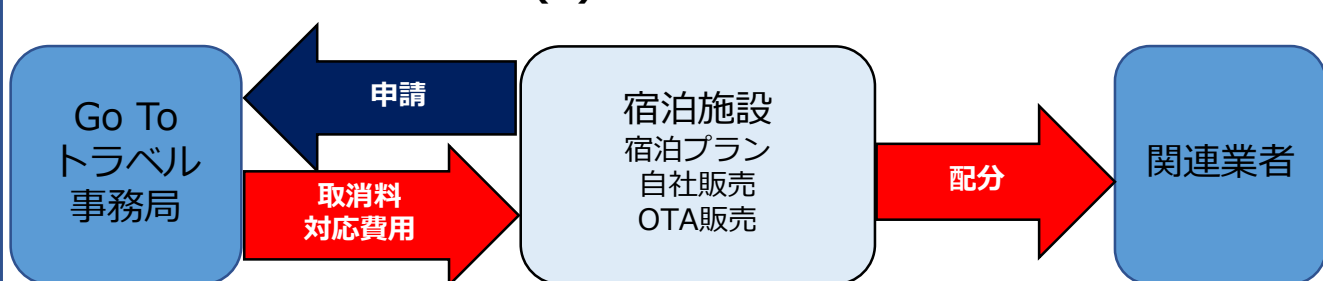
① 旅行業者による手続（1(1)に該当する場合）



旅行代金の35%（又は50%）（※）
を旅行業者へ支払い
（※）旅行代金の50%又は35%が上限（2万円又は1万4千円）を超える場合には、その額。

仕入値×35%（又は50%）（※1）
を宿泊事業者等（※2）に配分額として提示
（※1）旅行代金の50%又は35%が上限（2万円又は1万4千円）を超える場合には、それぞれの者に支払われるべきであった額の割合に応じ配分。
（※2）宿泊事業者、交通事業者、観光施設等、旅行商品に含まれる商品を提供する事業者

② 宿泊事業者による手続（1(2)に該当する場合）



旅行代金の35%（又は50%）（※）
を宿泊事業者へ支払い

（※）旅行代金の50%又は35%が上限（2万円又は1万4千円）を超える場合には、その額。

食材業者、リネン業者等の
関連業者への配分に配慮

※ 宿泊事業者からの申請は、自社販売の宿泊プランのみ（OTA経由の予約を含む）
旅行業者経由の手配旅行の予約については、旅行業者からの申請

3 取消料対応費用の申請手続

3. 申請に必要な書類

(1) 提出書類

各事業者は所定の様式により、事務局に取消料対応の申請を行ってください。

- ① 取消料対応費用申請書（様式A号）※審査承認後、ご提出いただきます。
- ② 予約リスト（様式B号）
- ③ 誓約書（様式C号）
- ④ 口座確認書（様式D号） ※パターンAの宿泊事業者のみ
- ⑤ 口座情報が確認できる書類（通帳の写し、キャッシュカードの写し等）
※パターンAの宿泊事業者のみ
※審査承認後、振込不能だった場合にご提出いただきます。
- ⑥ 予約実績確認票（様式E号）※宿泊事業者のみ
- ⑦ その他事務局が必要と認める書類 ※審査の過程で、追加で提出を求める場合があります。

【乙：負担額証明方式を選択した事業者は、追加で下記3点の提出が必要となります。】

- ⑧ 負担額証明書類（実際に事業者に発生した負担額の内訳がわかる請求書等と振込明細書又は領収書のコピー）
- ⑨ 予約内容・取消日等がわかる書類（予約記録情報等）
- ⑩ 取消料規定（各旅行予約契約に係る取消料がわかるもの）

※パターンA（旅行会社・予約サイトからの予約のみを取り扱う場合）の宿泊事業者は、事務局へ口座情報を登録していませんので、④⑤の書類を提出いただきます。

なお、パターンB（直接販売で、宿泊事業者が給付金の申請を行う場合）とパターンC（直接販売で、宿泊事業者が第三者機関を経由して給付金の申請を行う場合）の宿泊事業者の振込口座は、給付金の振込先に準じます。

(2) 保管書類

事務局が提出を求める場合もございますので、いつでも提出できるよう準備をしてください。

必要となる書類については、P.24及びP.25をご参照ください。

3 取消料対応費用の申請手続

① 取消料対応費用申請書（様式A号）

【様式A号】

令和 3年 月 日

旅行者・宿泊事業者等 → Go Toトラベル事務局

取消料対応費用申請書

関係書類を添えて、下記のとおり申請します。

所在地

事業者名

代表者役職

代表者氏名

申請時付与されたポータルサイトのログインID*をご入力ください。
*事務連絡のメール等に記載の事業者コードまたはログインID（数字10桁）となります。

事業者名	フリガナ	事業者コード (ログインID)	1234567890
事業者登録区分	旅行事業者・OTA		
取消料対応費用額	2,800,000		円
申請件数	100,000 件		
担当者	氏名	フリガナ	
	電話番号		
	メールアドレス		

※内訳シート記載の旅行の事実を証する書類は事業者側で適切に保存し、事務局又は国の求めに応じて常時提出できるよう管理します。
※上記の通り、旅行者から取消の申し出があったことを証明します。

3 取消料対応費用の申請手続

② 誓約書（様式C号）

今回の申請にあたり、下記の誓約書を申請毎にご提出いただきます。

(※以下は全国の旅行に係る申請の場合)

誓 約 書

私は、令和2年12月28日（月）から令和3年1月11日（月）までの間の年末年始における全国的な旅行に係る取消料対応費用の申請を行うにあたり、次の事項について誓約します。

1. 申請者は、G o T o トラベル事業対象外に係る事業者への旅行取消料対応取扱要領（以下「取扱要領」という。）に記載された内容について承諾した上で申請を行います。
2. 申請内容は、旅行者の居住地を含め、取扱要領に記載の支払い対象となる条件に合致しており、虚偽の申請をしていません。
3. 申請者は、事業の趣旨に則り、取消料対応費用を得る目的で、予約者に対して対象期間の既存予約のキャンセルを促し、同一の者に対して対象期間に特別価格で商品を販売するなど不当に自社の利益とするような行為は行っていません。
4. 申請者は、対象期間の既存予約を取り消した予約者が、対象期間内の予約をとり直した場合については、申請に含めておりません。
5. 申請者は、受領した取消料対応費用を、取扱要領に基づき、影響を受ける関連事業者に配分します。
6. 申請者は、申請に係る取消料について、旅行者から取消料の収受をしておりません。また、取消料を収受した場合については、旅行者に返金を行っています。
7. 国またはG o T o トラベル事務局による審査の結果、厳正な申請であることに疑義が生じた場合又、国若しくはG o T o トラベル事務局より求められた場合には、経理状況の調査等に誠実に応じます。
8. 1～7に虚偽があった場合には、登録の取消し等の処分を受けることを承知しています。

令和 年 月 日

(宛先) G o T o トラベル事務局長殿

住 所 _____

名 称 _____

代表者名 _____

3 取消料対応費用の申請手続

③口座確認書（様式D号）

口座確認書									
事業者名	フリガナ:								
ゆうちょ 銀行	店番				番号（右詰でご記入ください）				
記号番号から振込用の店名・預金種目・口座番号を調べるには下記ゆうちょ銀行URLを参照ください。 https://www.jp-bank.japanpost.jp/kojin/sokin/furikomi/kouza/ki_ek_fm_lc_1.html									
金融機関 （ゆうちょ 銀行以外）	銀行 信用金庫 信用組合			支店名	店 支店 出張所				
	その他： 金融機関 コード(4桁)				支店コード (3桁)		番号（右詰でご記入ください）		
預金種目	普通 ・ 当座			口座番号					
(フリガナ) 口座名義人									

注1：通帳をご確認の上、口座名義・口座番号等お間違いのないようご記入ください。
 ※名義人の名称・フリガナは省略せずにご記入ください。

注2：金融機関名を記入の上、銀行・信用金庫・信用組合・その他のいずれかに○をしてください。
 なお、「その他」の場合にあつては、金融機関名(例：○○農業協同組合)をご記入ください。

注3：宿泊事業者（A登録の事業者）は、口座番号を確認できる書類（通帳の写し等）もご提出ください。
 通帳の写しについては、見開いた銀行名・支店名・口座名・口座番号・金融機関支店電話番号等が
 記載された“裏面”となります。

注4：貯蓄預金口座や定期預金(積立型の預金口座を含む)口座へのお振込みはできません。

重要：多くの金融機関、または1つの金融機関内の店舗同士の統廃合により、旧金融機関名や旧金融機関
 コード、旧支店名や旧支店コードでのお振込みはできません。必ず最新の口座情報をご記入ください。

3 取消料対応費用の申請手続

④ 予約実績確認票（様式E号）

【様式E号-1】			
事業者名			
事業者コード（ログインID）			
所在地都道府県			
所在地市区町村			
以下の申請内容は、取扱要領に記載の支払い対象となる条件に合致しており、虚偽の申請をしていません。			
	A.様式Bで算出した取消料対応費用の合計額	B.純取消率 (①-②) / ①	C.申請額 (A × B)
5都市		0.00%	0
<h3 style="margin: 0;">全国版も別途ございます</h3>		<p>※1 対象商品毎に、本取扱要領のP11、12に赤字で記載の日時とする。</p> <p>※2 支払対象時点で、個々の部屋の特定がなされていなかった場合は、その後、再び、予約が行われて宿泊された部屋と同タイプの部屋をいう。</p> <p>※3 「支払対象時点において未予約だった部屋について当該時点以降に予約が行われて旅行が実施された場合」及び「支払対象時点において本事業の適用を受けずにされていた予約にもとづき旅行が実施された場合」については、その販売実績額は含めない。</p> <p>※4 宿泊施設による直接販売の予約（OTAを通じた予約も含む。）について計上し、旅行者による旅行商品（募集型企画旅行、受注型企画旅行、手配旅行）に含まれるものについては計上しないようお願いします。</p>	
単位:円			
宿泊日	①支払対象時点（※1）において、本事業の適用を受けて行われていた予約のうち、当該時点以降に取消料を収受せずに取り消された予約に係る旅行の総販売見込額		②支払対象時点において、本事業の適用を受けて予約されていた部屋（※2）について、当該時点以降に取消料を収受せずに取り消され、その後、再び、予約が行われて実施された旅行の総販売実績額（※3）
2020/11/24	火		
2020/11/25	水		
2020/11/26	木		
2020/11/27	金		
2020/11/28	土		
2020/11/29	日		
2020/11/30	月		
2020/12/1	火		
2020/12/2	水		
2020/12/3	木		
2020/12/4	金		
2020/12/5	土		
2020/12/6	日		
2020/12/7	月		
2020/12/8	火		
2020/12/9	水		
2020/12/10	木		
2020/12/11	金		
2020/12/12	土		
2020/12/13	日		
2020/12/14	月		
2020/12/15	火		
2020/12/16	水		
2020/12/17	木		
2020/12/18	金		
2020/12/19	土		
2020/12/20	日		
2020/12/21	月		
2020/12/22	火		
2020/12/23	水		
2020/12/24	木		
2020/12/25	金		
2020/12/26	土		
2020/12/27	日		
計		0	0

3 取消料対応費用の申請手続

予約内容・取消日等がわかる書類（予約記録情報等）

- 事務局が提出を求める場合がございますので、いつでも提出できるよう準備をしてください。
- なお、P.25に記載の「必須項目」が全て盛り込まれていれば、既存の帳票類を提出いただいても構いません。
- 提出書類に旅行者名等の個人情報が記載されている場合は、黒塗り等の処理をしてご提出ください。

旅行形態	予約記録	取消料記録	返金記録	契約書類	パンフレット
募集型企画旅行	保管	保管	保管	-	保管
受注型企画旅行	-	保管	保管	保管	-
手配旅行	保管	保管	保管	-	-
宿泊施設	保管	保管	保管 (※)	-	-

※ 宿泊施設において、事前に旅行者から代金及び取消料を収受していない場合は不要。

3 取消料対応費用の申請手続

予約内容・取消日等がわかる書類（予約記録情報等）

事業者	旅行形態	記録種類	必須項目 (下記項目を満たす書類)	例
旅行者	募集型 企画旅行	予約記録	旅行日・旅行先・発着地・コース名又はコース番号と代表者居住地・予約日・宿泊日・予約番号等 ※日帰り旅行は宿泊日不要	予約手配依頼書/予約記録管理システムのデータ/予約台帳/予約申込書
		取消料記録	取消日・取消料率・取消料金額・予約番号等	取消料計上システムのデータ/予約台帳等
		返金記録	返金額・予約番号等・返金日	返金・払戻証明書/返金額記載の精算請求書等
		取消料規定	募集パンフレット記載の取消料規定	
		パンフレット	パンフレットの表紙、該当の行程表及び旅行条件の記載箇所	
	受注型 企画旅行	取消料記録	取消日・取消料率・取消料金額・予約番号等	精算請求書/取消料計上システムのデータ等
		返金記録	返金額・予約番号等・返金日	返金・払戻証明書/返金額記載の精算請求書等
		取消料規定	条件書記載の取消料規定	
		契約書類	申込書・引受書・条件書・行程表	
	手配 旅行	予約記録	代表者居住地・予約日・旅行先・宿泊日・宿泊施設名・予約番号等	予約端末のデータ/予約台帳/申込書等
		取消料記録	取消日・取消料率・取消料金額・予約番号等	取消料計上システムのデータ/予約端末の取消料データ
		返金記録	返金額・予約番号等・返金日	返金・払戻証明書/返金額記載の精算請求書等
		取消料規定	当該手配内容の取消料規定	予約した宿泊施設の取消料規定
	負担 証明	支払記録	請求書等（内訳がわかるもの）と振込明細書または領収書のコピー	請求書と振込明細書または領収書
宿泊 事業者	自社 販売	予約記録	代表者居住地・予約日・宿泊施設名・宿泊所在地・宿泊日・予約番号等	予約記録管理システムのデータ/予約台帳等
		取消料記録	取消日・取消料率・取消料金額・予約番号等	取消料計上システムのデータ/予約台帳等
		返金記録	返金額・予約番号等・返金日	返金・払戻証明書/返金額記載の精算請求書等
		取消料規定	宿泊約款の取消料規定	
		宿泊実績リスト (パターンB※2 の宿泊事業者のみ)	第三者機関にて記録された宿泊実績リスト（※3）	
	負担 証明	支払記録	請求書等（内訳がわかるもの）と振込明細書または領収書のコピー	請求書と振込明細書または領収書

※1 旅行者については、上記の書類に加え、宿泊事業者等に支払うべきであった額（仕入料金等）がわかる書類又は売上構成比が分かる資料等の保存をお願いいたします。

※2 パターンB：直接販売で、宿泊事業者が給付金の申請を行う場合

※3 月次報告マニュアルP.10ご参照。

3 取消料対応費用の申請手続

4. 申請期間

- (1) 12月27日までの5都市の一時停止措置等に係る申請

令和3年1月18日(月)～令和3年2月1日(月) 24:00

※オンライン申請の場合、令和3年1月18日(月) 10:00から申請が可能です。

- (2) 年末年始(12月28日～1月11日)の一時停止措置に係る申請

令和3年2月1日(月)～令和3年2月15日(月) 24:00

※オンライン申請の場合、令和3年2月1日(月) 10:00から申請が可能です。

5. 申請方法

申請は、

- ① 12月27日までの5都市の一時停止措置等に係る申請
 - ② 年末年始(12月28日～1月11日)の一時停止措置に係る申請
- の合計**2回**までといたします。

(1) オンライン申請

- ・オンライン申請の場合、Go To トラベル事業者向けマイページより申請を行ってください。
- ・「申請時付与されたポータルサイト(マイページ)のログインID」は、事務連絡のメール等に記載の事業者コードまたはログインID(数字10桁)となります。

※オンラインで申請いただいた方が迅速にお支払いが可能であるため、オンラインでの申請を推奨しております。

(2) 郵送申請

- ・郵送での申請の場合、Go To トラベル事業者向けマイページから必要書類を入手(ダウンロード)し、必要事項を記入し、下記送付先までお送りください。

【申請書の送付先】

※郵送先は、1月中旬ごろに掲載予定

※送料は各自ご負担をお願いします。

①札幌市・大阪市・東京都・名古屋市・広島市：令和3年2月1日(月)消印有効

②全国一時停止：令和3年2月15日(月)消印有効

6. 不正請求の確認・対応等について

申請内容の適切性を確認するため、書類の追加提出を求めるとともに、事務局が監査を行う可能性があります。また、国としても法令に基づく立入検査を実施する場合があります。これらの監査等（事業者・旅行者などからの通報を含む）を通じて仮に不正が発覚した場合には、本事業の参加事業者登録の取り消しを行うとともに、事業者名の公表、不正受給分の返還請求を行う場合があります。

4 取消料対応費用の支払等

1. 取消料対応費用の支払

・事務局は取消料対応費用の請求について、内容を審査の上、申請に不備がないものについては、下記期間にて振込を予定しています。

- ・ 1月18日（月）～1月22日（金） までに申請 ⇒ 2月19日（金） までに振込
- ・ 1月23日（土）～2月5日（金） までに申請 ⇒ 2月26日（金） までに振込
- ・ 2月6日（土）～2月15日（月） までに申請 ⇒ 3月12日（金） までに振込

※郵送申請や負担額証明方式での申請の場合、振込までに上記期日よりも2週間程度お時間がかかります。
※振込が完了した旨を、事務局から個別に通知することはございませんのでご了承ください。

・事業者の皆様におかれましては、事務局からの振込後、可能な限り速やかに、取消の影響を受ける関連事業者への振込をお願いいたします。

2. 取消料対応費用の支払条件

取消料対応費用の支払に付する条件は、次の各号に掲げるとおりとします。

1. 本要領の規定に従うこと。
2. 参画事業者は、本事業に係る経費について、帳簿及びすべての証拠書類を備え、他の経費と明確に区分して整理しておかなければならない。
3. 参画事業者は、本事業に関する帳簿及び証拠書類を整備し、支払いを受けた年度の翌年度から5年間保管しておくこと。

3. 予約の付け替えに関する取扱い

- 本制度の運用にあたっては、既存予約の取消を促すという制度の趣旨に鑑み、事業者において、予約者に対して対象期間の既存予約の取消を促した上で、同一の者に対して対象期間に特別価格で商品を販売するような場合は、事務局から事業者への取消料対応の支払いの対象外といたします。
- 参加事業者において、上記方法による販売が続けられた場合には、対象期間における全ての取消について、事務局から事業者への取消料対応の支払いの対象外とするとともに、事業者の参加登録を取り消させていただく可能性があります。

4. 状況報告及び調査

事務局は、必要に応じて参画事業者から報告を求め、立入等の調査を行うことができます。

4 取消料対応費用の支払等

5. 取消料対応費用の返還

- 事務局は、取消料対応費用の支払を取り消した場合において、当該取消料に係る部分に関し、その返還を命じます。
- 命令を受けた参画事業者は、事務局が指定する期日までに、取消料対応費用を返還しなければなりません。

6. 地域共通クーポン

地域共通クーポンの取扱いについては、下記の通りとします。

1. 旅行の取消が発生した時点で、既に当該旅行分の地域共通クーポン（紙クーポン）を旅行者へ配布していた場合は、旅行者へ配布した事業者が責任をもって回収してください。
2. 回収したクーポンについては、事業者が廃札処理を行うこととします。所定の手順に沿って申請・送付をお願いいたします。詳しくは事業者マイページに掲載している事務連絡0002号をご覧ください。

7. お問い合わせ先

事業全般に関するお問い合わせはこちら

Go To トラベル事業 事業者コールセンター

(10時～19時 年中無休)

0570-017-345

(10時～19時 年中無休)

03-6747-3986



※本マニュアルの内容は、今後の感染状況や、感染症の専門家のご意見、政府の全体方針等を踏まえて変更することがあります。